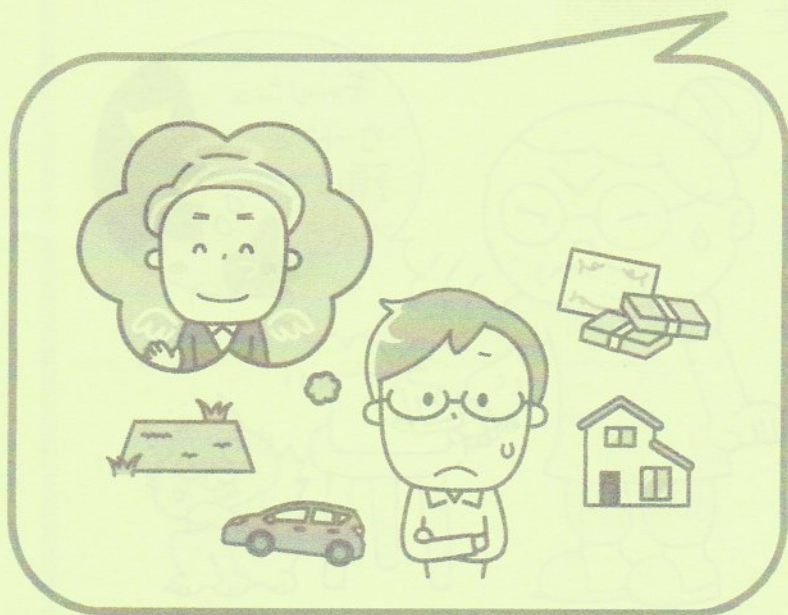


8月消費生活講座

相続のキホンと 相続税の計算方法



平成 27 年の相続税改正以降、今まで税金がかからなかった人も都市部で持ち家の方を中心に課税対象になる例が増えています。

改正された相続税について学びましょう。

日時：平成30年

8月31日(金)

13:30~15:30

講師：CFP ファイナンシャルプランナー

木下 俊治 氏

場所：尼崎市立消費生活センター 2階視聴覚室

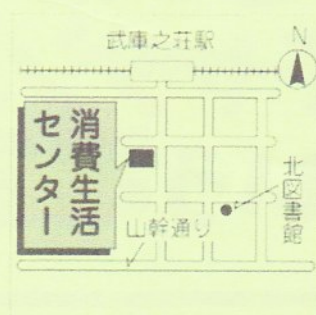
尼崎市南武庫之荘3丁目36-1(阪急武庫之荘駅から徒歩3分)

募集定員：市内在住 50名

申込方法：**8月6日(月)9:00** から消費生活センターへ
電話か来所でお申し込みください。先着順に受け付けします。

☎ 06-6438-4194

<主催：尼崎市(消費生活センター・計量担当課) 企画：尼崎消費者協会>



見守り 新鮮情報

警察を名乗る男性から、「コンビニで、あなたの銀行口座から50万円引き落とされたのでカードを止めた。すぐ代わりの者を行かせるので**キャッシュカードを預けるように**」という電話があった。

電話を切らないうちに

男性が訪ねてきた

ので**カードを渡し**、**暗証番号**を聞かれ、**教えた**。3日後、銀行のサポートセンターから不審な引き出しがあると連絡があり、**口座から250万円ほど引き出されている**ことがわかった。(80歳代 女性)



気をつけて！ 「キャッシュカードを預かる」 という電話は詐欺

ひとこと助言



見守るくん

信じちゃダメ

- 警察や公的機関、金融機関の職員等が通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることはありません。このような電話がかかってきたら、すぐに電話を切りましょう。
- もし訪問されても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしてはいけません。
- 少しでも不安に思ったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第313号 (2018年7月18日) 発行：独立行政法人国民生活センター

ご相談は、尼崎市立消費生活センターへ

06-6438-0999

平日 9:00~12:00・13:00~16:00

〒661-0033

尼崎市南武庫之荘3-36-1

(阪急武庫之荘駅から南へ徒歩3分)